

組合員資格を再確認するための確認票

(表面)

※ この確認票と併せて、業種と状況が確認できる書類を必ず提出してください。

記号番号

組合員名

組合員が必ず記入する欄

私の「仕事」及び「状況」は、以下に相違ありません。

住所 都道府県

日中連絡先 ()

令和 6 年 月 日 組合員氏名 印

※自署の場合は押印省略可

建設連合国民健康保険組合理事長 殿

以下の(1)と(2)に必ずお答えください。

(1)あなた(組合員)のお仕事の確認です。該当するものに○をしてください。

私は、
ア. 建設連合国保が定める組合員の業種(裏面)に従事しています。
イ. 建設連合国保が定める組合員の業種(裏面)に従事していません。

見本

(2)あなた(組合員)の状況の確認です。次の「カ」から「ケ」のうち、該当するものに○をしてください。

私は、
カ. 個人事業所の事業主または一人親方です。
(個人事業主または一人親方と同一住所、同一生計の方を含む)
キ. 個人事業所の従業員です。(私を含めて従業員数は4人以下)
ク. 個人事業所の従業員です。(私を含めて従業員数は5人以上)
ケ. 法人事業所の役員または従業員です。
(株式会社や有限会社など)

「ア」と「カ」または「キ」に○をした方

●あなた(組合員)の「お仕事」と「状況」を確認できる書類を提出してください。

提出していただく書類の詳細については、別添の「提出していただく書類の選定方法」をご覧ください。

「イ」、「ク」、「ケ」どれかに○をした方

●支部へ連絡してください。

当組合の加入資格要件に適合していない可能性があるため、所属の支部へ連絡してください。

※ 「ア」と「キ」に○を付けた方(個人事業所の従業員)で、確認事項があれば日中連絡先へ連絡させていただきますが、連絡が取れない場合は事業主に連絡させていただくことがありますので、ご了承ください。

組合員
確認欄

組合員の方は提出書類を封筒に入れる前に三つの書類があるかどうかチェックしてください。

- 確認票(この用紙)
- 業種が確認できる書類
- 状況が確認できる書類

本部
受付印

本部判定欄				
(1)	(2)	状況	業種	判定

支部
受付印

建設連合国保が定める組合員の業種

(裏面)

業種の種類	仕事内容の例示
1 土木一式工事	ダム工事、河川工事、トンネル本体工事、橋梁工事、道路築造工事、治山工事、プレストレストコンクリート構造物工事、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を解体する工事
2 建築一式工事	新築工事、増築工事、改築工事、公共施設等の耐震補強工事、総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事
3 大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事、木工事、木造建築物の補修工事
4 左官工事	左官工事、モルタル(防水)工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
5 とび・土工・コンクリート工事	① とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ② くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ③ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ④ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ⑤ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、吹付け工事、捨石工事、外溝工事、はつり工事、仮締切り工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
6 石工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
7 屋根工事	屋根ふき工事、屋根一体型の太陽光パネル設置工事
8 電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、照明設備工事、ネオン装置工事、構内電気設備(非常用電気設備含む)工事、電車線工事、信号設備工事、太陽光発電設備の設置工事(屋根等の止水処理を行う工事も含む)
9 管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、ダクト工事、ガス配管工事、空気調和設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、管内更生工事、敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事
10 タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み(張り)工事(エクステリア工事を含む)、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
11 鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、屋外広告工事(現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請負うもの)、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、閘門水門等の門扉設置工事
12 鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
13 舗装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート・ブロック舗装工事、路盤築造工事
14 しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
15 板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
16 ガラス工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
17 塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
18 防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
19 内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事(採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請負う工事)、ふすま工事、家具工事、防音工事
20 機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃機発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
21 熱絶縁工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
22 電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
23 造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事(樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事)
24 さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
25 建具工事	金属製・木製建具取付け工事、金属性カーテンウォール取付け工事、サッシ取付け工事、自動ドア取付け工事、シャッター取付け工事、ふすま工事
26 水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
27 消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、漏電火災警報器設置工事、火災報知設備工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
28 清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
29 解体工事	工作物解体工事(それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事)
30 その他建設工事に関する業種	設計業、測量業、地質調査業

(注) 1 「仕事内容の例示」は、代表的なものの例示です。ご自分の仕事の例示がない場合は、最も近いものをご自分の業種としてください。
2 上記のいずれか一つでも該当していれば、建設連合国保が定める組合員の業種に従事していることとなります。